

特定化学物質

特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年九月三十日労働省令第三十九号)による
改正:平成一八年八月二日厚生労働省令第一四七号

労働安全衛生法施行令 別表第三
(昭和47年8月19日政令第三百十八号)
改正:平成18年10月20日政令第三三一号

第一類物質		管理濃度
1	ジクロロベンジジン及びその塩	(評価不要)
2	アルファ-ナフチルアミン及びその塩	(評価不要)
3	塩素化ビフェニル(別名PCB)	0.1 mg/m ³
4	オルト-トリジン及びその塩	(評価不要)
5	ジアニシジン及びその塩	(評価不要)
6	ベリリウム及びその化合物	0.002 mg/m ³ (ベリリウムとして)
7	ベンゾトリクロリド	(評価不要)
8	1から6までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、 又は7に掲げる物をその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物 (合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。)	—

第二類物質		管理濃度
1	アクリルアミド	0.3 mg/m ³
2	アクリロニトリル	2 ppm
3	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	0.01 mg/m ³ (水銀として)
4	エチレンイミン	0.5 ppm
5	エチレンオキシド	1 ppm
6	塩化ビニル	2 ppm
7	塩素	0.5 ppm
8	オーラミン	(評価不要)
9	オルト-フタロジニトリル	(評価不要)
10	カドミウム及びその化合物	0.05 mg/m ³ (カドミウムとして)
11	クロム酸及びその塩	0.05 mg/m ³ (クロムとして)
12	クロロメチルメチルエーテル	(評価不要)
13	五酸化バナジウム	0.03 mg/m ³ (バナジウムとして)
14	コールタール	0.2 mg/m ³ (ベンゼン可溶成分として)
15	三酸化砒素	0.003 mg/m ³ (砒素として)
16	シアン化カリウム	3 mg/m ³ (シアンとして)
17	シアン化水素	3 ppm
18	シアン化ナトリウム	3 mg/m ³ (シアンとして)
19	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005 mg/m ³
20	臭化メチル	5 ppm
21	重クロム酸及びその塩	0.05 mg/m ³ (クロムとして)
22	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	0.025 mg/m ³ (水銀として)
23	トリレンジイソシアネート	0.005 ppm
24	ニツケルカルボニル	0.001 ppm
25	ニトログリコール	0.05 ppm
26	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	(評価不要)
27	パラ-ニトロクロロベンゼン	0.6 mg/m ³
28	弗化水素	2 ppm
29	ベーター-プロピオラクトン	0.5 ppm
30	ベンゼン	1 ppm
31	ペンタクロルフエノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	0.5 mg/m ³ (PCPとして)
32	マゼンタ	(評価不要)
33	マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)	0.2 mg/m ³ (マンガンとして)
34	沃化メチル	2 ppm
35	硫化水素	5 ppm
36	硫酸ジメチル	0.1 ppm
37	1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの	—

第三類物質		管理濃度
-------	--	------

1	アンモニア	(評価不要)
2	一酸化炭素	(評価不要)
3	塩化水素	(評価不要)
4	硝酸	(評価不要)
5	二酸化硫黄	(評価不要)
6	フェノール	(評価不要)
7	ホスゲン	(評価不要)
8	ホルムアルデヒド	(評価不要)
9	硫酸	(評価不要)
10	1から9までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの	—

特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年九月三十日労働省令第三十九号) 別表第1
改正:平成一八年八月二日厚生労働省令第一四七号

第二類で厚生労働省令で定めるもの		
1	アクリルアミドを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
2	アクリロニトリルを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
3	アルキル水銀化合物を含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
4	エチレンイミンを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
5	エチレンオキシドを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
6	塩化ビニルを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
7	塩素を含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
8	オーラミンを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
9	オルト-フタロジニトリルを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
10	カドミウム又はその化合物を含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
11	クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
12	クロロメチルメチルエーテルを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
13	五酸化バナジウムを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
14	コールタールを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
15	三酸化砒素を含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
16	シアン化カリウムを含有する製剤その他の物(含有量5w%以下のものを除く)	
17	シアン化水素を含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
18	シアン化ナトリウムを含有する製剤その他の物(含有量5w%以下のものを除く)	
19	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
20	臭化メチルを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
21	重クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
22	水銀又はその無機化合物(硫化水銀を除く)を含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
23	トリレンジイソシアネートを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
24	ニツケルカルボニルを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
25	ニトログリコールを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
26	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼンを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
27	パラ-ニトロクロルベンゼンを含有する製剤その他の物(含有量5w%以下のものを除く)	
28	弗化水素を含有する製剤その他の物(含有量5w%以下のものを除く)	
29	ベーター-プロピオラク톤を含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
30	ベンゼンを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
31	ペンタクロルフエノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩を含有する製剤その他の物。(含有量1w%以下のものを除く)	
32	マゼンタを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
33	マンガン又はその化合物(塩基性酸化マンガンを除く)を含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
34	沃化メチルを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
35	硫化水素を含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
36	硫酸ジメチルを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	

特定化学物質障害予防規則 別表第2

第三類で厚生労働省令で定めるもの		
1	アンモニアを含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
2	一酸化炭素を含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
3	塩化水素を含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
4	硝酸を含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
5	二酸化硫黄を含有する製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)	
6	フェノールを含有する製剤その他の物(含有量5w%以下のものを除く)	

7	ホスゲンを含む製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)
8	ホルムアルデヒドを含む製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)
9	硫酸を含む製剤その他の物(含有量1w%以下のものを除く)

特定化学物質障害予防規則の条文

改正:平成一八年八月二日厚生労働省令第一四七号

(定義等)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 第一類物質 労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第三第一号に掲げる物をいう。
- 2 第二類物質 令別表第三第二号に掲げる物をいう。
- 3 特定第二類物質 第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、12、17、19、20、23、24、26から30まで及び34から36までに掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十七号、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号から第三十号まで及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。
- 4 オーラミン等 令別表第三第二号8及び32に掲げる物並びに別表第一第八号及び第三十二号に掲げる物をいう。
- 5 管理第二類物質 第二類物質のうち、特定第二類物質及びオーラミン等以外の物をいう。
- 6 第三類物質 令別表第三第三号に掲げる物をいう。
- 7 特定化学物質 第一類物質、第二類物質及び第三類物質をいう。
- 2 令別表第三第二号37の厚生労働省令で定める物は、別表第一に掲げる物とする。
- 3 令別表第三第三号10の厚生労働省令で定める物は、別表第二に掲げる物とする。